

## 函館市定期結核健康診断実施要領

### (目的)

第1条 この要領は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年10月2日法律第114号）（以下「感染症法」という。）第53条の2第3項に基づく定期の結核健康診断（以下「定期健診」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### (対象者)

第2条 定期健診の対象者は、函館市に住所を有する者であつて、受診日の属する年度において満65歳に達する者および満65歳以上の者とする。ただし、感染症法第53条の2第1項に規定する事業者、学校または施設の長が実施する定期健診の対象となる者は除くものとする。

### (実施機関)

第3条 市長は、定期健診を実施するに相当であると認めた医療機関等（以下「実施機関」という。）に本事業を委託するものとする。

### (受診回数)

第4条 定期健診の受診回数は、同一人について年度1回とする。

### (実施日)

第5条 定期健診は、特定健康診査と並行して実施するものとする。

### (検査方法)

第6条 検査方法は、胸部エックス線検査とする。

2 胸部エックス線検査によって、病変の疑いがあるとされた者については、専門医療機関受診を勧める。

### (受診結果の通知)

第7条 保健所長は、受診結果の通知について、結果判明後速やかに受診者に通知するものとする。

### (受診料の負担)

第 8 条 受診料は，無料とする。

（書類等の保存）

第 9 条 定期健診のため作成された書類等の保存期間は，当該年度終了後 5 年間とする。

（その他）

第 10 条 この要領に定めるもののほか，定期健診の実施に必要な事項は保健所長が別に定める。

附 則

この要領は，平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は，平成 27 年 4 月 1 日から施行する。